

令和6年葛巻町議会12月定例会議 会議録（第1号）

令和6年12月6日（金）

午前 10 時 開 議

【 再 開 】	1
・町民憲章朗唱	
【 会議録署名議員の指名 】	1
日程第1 会議録署名議員の指名	
【 諸般の報告 】	1
日程第2 諸般の報告	
・例月現金出納検査の報告書の配布	
・陳情書、要望書の配布	
(1) 陳情第6号 臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植 等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情	
(2) 要望第1号 葛巻町森林組合からの要望書	
・出張報告	
【 報告第7号上程、報告 】	2
日程第3 報告第7号 令和6年度葛巻町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報 告について	
【 議案第39号～第47号上程、説明、委員会付託 】	3
日程第4 議案第39号 令和6年度葛巻町一般会計補正予算（第4号）	
日程第5 議案第40号 令和6年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1号）	
日程第6 議案第41号 葛巻町町税条例の一部を改正する条例	

- 日程第7 議案第42号 葛巻町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び葛巻町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第43号 印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第44号 手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第45号 葛巻町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第46号 葛巻町中小企業及び小規模企業振興基本条例
- 日程第12 議案第47号 国家賠償請求に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについて

令和6年葛巻町議会12月定例会議 会議録（第1号）

告示年月日	令和6年11月28日（木）					
再開年月日	令和6年12月6日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和6年12月6日（金） 開議10時00分 散会10時29分					
議員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	竹花 結	○	6	姉帯 春治	○
	2	深澤 進	○	7	高宮 一明	○
	3	藤岡 徹	○	8	辰柳 敬一	○
	4	柴田 勇雄	○	9	山崎 邦廣	○
	5	山岸 はる美	○	10	鈴木 満	○
会議録署名議員	5 番	山岸 はる美	9 番	山崎 邦廣		
会議の書記	議会事務局長	松尾 さゆり	議会事務局長補佐	金子 桂子		

	役職名	氏名	役職名	氏名
地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	町長	鈴木 重男	地域整備課長 兼水道事業所長	和野 康弘
	副町長	觸澤 義美	教育委員会教育次長 兼こども教育課長	触沢 誉
	教育長	石角 則行	まなび交流課長	大川原 洋一
	政策秘書課長	波紫 徳彰	病院事務局長	服部 隆行
	総務課長	松浦 利明		
	いらっしやい葛巻推進課長	主濱 隆志		
	会計管理者兼 住民会計課長	坂待 典子		
	健康福祉課長	大石 和人		
	農林環境エネルギー課長 兼農業委員会事務局長	大久保 栄作		
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会議の経過	別紙のとおり			

(開議時刻 10時00分)

議長 (鈴木満君)

朝の挨拶をします。おはようございます。

ただいまから令和6年葛巻町議会を再開します。

本日の会議に先立ち、葛巻町民憲章の朗唱を行います。事務局長に主文を先導して朗読させますので、引き続き全員で朗唱願います。町民憲章のしおりを準備の上、ご起立願います。

議会事務局長 (松尾さゆり君)

それでは、朗読いたしますので、引き続き朗唱ください。葛巻町民憲章。第1章、幸せな輝かしい未来のために、たくましい体力と気力、知性と創造性に満ちた人を育てる、教育の町づくりにつとめます。第2章、明るく楽しい生活のために、きまりを守り、温かい心をもって、互いに助けあう、福祉の町づくりにつとめます。第3章、豊かな美しい郷土のために、自然を愛し、資源の活用に力を合わせて、生き生きと働く、産業の町づくりにつとめます。

議長 (鈴木満君)

ご着席ください。以上で葛巻町民憲章の朗唱を終わります。

これから令和6年葛巻町議会12月定例会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達

していますので、会議は成立しました。

なお、本定例会議の会議日程は、本日から12月13日までの8日間とします。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、5番、山岸はる美議員及び9番、山崎邦廣議員を指名します。

次に、日程第2、諸般の報告を行います。初めに、例月現金出納検査の報告書が監査委員から提出されていますので、その写しをお手元に配布しています。ご参照願います。

次に、陳情第6号、臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情と要望第1号、葛巻町森林組合からの要望書については、議会運営委員会での協議の結果を踏まえ、議員配布の扱いといたします。

次に、出張報告をします。10月1日、町村議会議長会臨時総会並びに政務調査会の出席のため、盛岡へ出張しました。10月8日、岩手地区議会議長会中央実行運動のため、東京都へ出張しました。10月9日から10日まで、岩手地区議会議長会県外行政視察のため、神奈川県大磯町と寒川町へ出張しました。10月20日、平庭闘牛大会もみじ場所のため、久慈市山県町へ出張しました。10月28日から29日まで、輝くふるさと常任委員会

行政視察研修のため、福島県広野町と埴町へ出張しました。11月12日から13日まで、岩手県町村議会議長会政務調査会研修会並びに議長全国大会のため、東京都へ出張しました。11月23日、平庭高原の夕べのため、久慈市山形町へ出張しました。12月2日、くずまきワインパーティー新酒まつりのため、盛岡市へ出張しました。

これで出張報告を終わります。

なお、令和6年葛巻町議会9月定例会議から本日までに、葛巻町議会総合条例第121条第1項ただし書により、議長において議員を派遣したのはお手元に配布した資料のとおりですので、これを報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、報告第7号、令和6年度葛巻町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告についてを議題とします。

説明を求めます。総務課長。

総務課長（松浦利明君）

お疲れさまでございます。それでは、報告第7号をご説明申し上げます。

議案集の1ページをお開き願います。報告第7号、令和6年度一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告についてでございます。地方自治法第180条第1項及び葛巻町議会総合条例第9条第4号の規定により専決処分しましたので、同法第180条第2項の規定によりご報告申し上げます。

専決処分書をお願いいたします。令和6年度一

般会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、歳入歳出補正予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ726万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ77億6,284万3,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。この補正予算は、去る10月1日、総理が衆議院を10月9日解散、同月15日公示、27日投開票と表明したことを受けまして、10月2日付で専決処分したものでございます。

補正予算の内容でございますが、第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査の経費を計上したものでございます。

なお、同日執行されました参議院議員補欠選挙の経費を9月定例会議において一般会計補正予算（第2号）に計上しておりましたので、今回の衆議院総選挙につきましては、立会人の報酬や職員の給与費等、参議院議員補欠選挙と重複する経費がございましたので、通常よりは少ない経費で執行されたものでございます。

以上で報告の説明を終わらせていただきます。

議長（鈴木満君）

これで説明を終わります。

これから質疑に入ります。報告第7号、令和6年度葛巻町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

以上で報告第7号、令和6年度葛巻町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第4、議案第39号、令和6年度葛巻町一般会計補正予算（第4号）から日程第12、議案第47号、国家賠償請求に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについてまでの9議案を一括議題とします。

順次提案理由の説明を求めます。政策秘書課長。

政策秘書課長（波紫徳彰君）

続きまして、議案第41号から順次議案をご説明申し上げます。

議案集2ページをお開き願います。議案第41号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例でございます。

改正の概要につきまして、その要旨を議案資料に整理しておりますので、議案資料で説明を行わせていただきます。

議案資料3ページをお開き願います。改正の概要でございますが、平成30年4月に国民健康保険制度が都道府県化に移行し、一般会計から決算補填目的での繰入れが認められなくなったことに伴い、これまで財政調整基金の取崩しなどにより調整を図ってきたところであります。そうした中、令和7年度予算において財政調整基金が底をつき、財源不足が生じる見込みでありますことか

ら、税率の見直しを行い、県へ納付する必要額を確保しようとするものでございます。

税率の改正でございますが、医療保険分、後期高齢者支援分、介護分それぞれの所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の税率の見直しと、併せまして所得額に応じた軽減措置及び未就学児被保険者均等割への軽減措置につきましても見直そうとするものでございます。

附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行しようとするもので、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用しようとするものでございます。

続きまして、議案集4ページをお開き願います。議案第42号、葛巻町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び葛巻町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正の概要でございますが、地方自治法の一部改正に伴いまして、引用条項にずれが生じることとなりますことから、関係条例について整理を行うものでございます。第1条では葛巻町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例を、第2条では葛巻町上下水道事業の設置等に関する条例をそれぞれ改正しようとするものでございます。

附則でございますが、この条例は地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号に定める日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案集6ページをお開き願います。議案第43号、印鑑条例の一部を改正する条例

でございます。

改正の概要でございますが、デジタル社会形成整備法により、スマートフォンにマイナンバーの利用者証明用電子証明書、署名用電子証明書が搭載可能となり、コンビニエンスストアなどに設置された多機能端末機を利用して各種証明書の交付が可能となりましたことから、所要の整備を行うとともに、窓口での交付申請に当たり、印鑑登録証に代えて個人番号カードの提示でも手続きができるように改正しようとするものでございます。

附則でございますが、この条例は令和7年3月3日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案集8ページをお開き願います。議案第44号、手数料条例の一部を改正する条例でございます。

改正の概要でございますが、各種手数料等につきまして、一部を除き、昭和57年以降改正を行ってきておりませんでした。現在県内33市町村中26市町村において、既に手数料の見直しが行われている状況にあり、昨今の物価上昇などの社会情勢などを踏まえるとともに、他市町村との均衡を図るため、現在200円と定められております各種手数料の額を300円にしようとするものでございます。

あわせまして、手数料の免除に関する規定としまして、3月から実施いたしますコンビニエンスストアなどに設置された多機能端末機を利用して各種証明書を交付する場合におきましては、条

例の規定による手数料の免除が受けられない旨を新たに追加しようとするものでございます。

附則でございますが、この条例は令和7年3月3日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案集11ページをお開き願います。議案第45号、葛巻町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正の概要でございますが、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴いまして、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件のうち、技術上の実務経験の年数が見直されましたほか、機械工学科、電気工学科、またこれに相当する課程を専攻した者、1級土木施工管理技士2次検定合格者などが新たに資格要件に加えられたものでございます。

なお、当町におきましては、給水人口が5万人以下である水道事業でありますことから、技術上の実務経験年数につきましては、水道法施行規則で規定されております読替規定を適用した改正にしようとするものでございます。

附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案集16ページをお開き願います。議案第46号、葛巻町中小企業及び小規模企業振興基本条例でございます。

制定の概要につきまして、その要旨を議案資料に整理しておりますので、議案資料で説明を行わ

せていただきます。

議案資料 6 ページをお開き願います。制定の趣旨でございますが、国は中小企業基本法及び小規模企業振興基本法に基づき、平成 26 年 6 月に小規模企業振興基本計画を策定しており、地方自治体においても国の基本計画を踏まえ、中小企業者等の振興を図るための条例を制定し、施策の一貫性や継続性を確保しながら取り組んでおりますことから、今般当町におきましても条例を制定し、地域経済の持続的な発展と活性化を図り、町民生活の向上に寄与しようとするものでございます。

条例の内容でございますが、全 10 条で構成しており、目的、定義、基本理念のほか、町、中小企業者等、地域経済団体、金融機関に対しましてそれぞれの役割を規定しますとともに、町民の理解及び協力、財政上の措置について定めようとするものでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案集 19 ページをお開き願います。議案第 47 号、国家賠償請求に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについてでございます。

地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、和解及び損害賠償の額を定めようとするものでございます。

内容でございます。和解の相手方でありまして、神奈川県横浜市の方で、和解の内容としまし

ては、損害賠償金の支払い後は町に対し、その余の債務を免除することとし、損害賠償の額は 350 万円としようとするものでございます。

原因でございますが、令和 3 年に町の会計年度任用職員が故意により、相手方に対し損害を加えた事案に対し、令和 4 年 11 月に相手方から国家賠償法に基づく損害賠償請求を受けたことによるものでございます。

以上で議案の説明を終わらせていただきます。

議長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

続きまして、議案第 39 号をご説明申し上げます。

一般会計補正予算書をお願いいたします。議案第 39 号、令和 6 年度葛巻町一般会計補正予算（第 4 号）でございます。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ 9,308 万 1,000 円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ 78 億 5,592 万 4,000 円とするものでございます。第 2 条は、地方債の補正でございます。

5 ページをお願いいたします。第 2 表、地方債の補正につきましては、災害復旧事業を追加するもので、その限度額を 1,520 万円とするものでございます。

12 ページをお願いいたします。歳出の主なもの

をご説明申し上げます。3款1項2目心身障害者福祉費、障害者自立支援給付事業費でございますが、19節扶助費について、障害福祉サービス費、補装具費、自立支援医療費のいずれも利用者の増加が見込まれることから、1,592万8,000円を増額するものでございます。

15ページをお願いいたします。6款2項1目林業総務費、林業総務管理経費でございますが、令和6年度税制改正において、森林環境譲与税の譲与基準の見直しが行われましたことから、歳入が1,010万6,000円増額になるものでございまして、そのまま歳出におきまして森林環境譲与税基金に積み立てるものでございます。

17ページをお願いいたします。11款2項1目道路河川災害復旧事業費、公共土木施設災害復旧事業費3,669万9,000円でございますが、8月27日の大雨災害に係る町道小屋瀬塚森線の4か所の災害復旧工事を行うものでありまして、その財源には国庫負担金及び地方債を充てるものでございます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入でございますが、戻りまして8ページをお願いいたします。14款1項3目災害復旧費国庫負担金は、8月27日の大雨災害に係るものでございまして、1,780万円を計上するものでございます。

9ページをお願いいたします。16款2項1目不動産売払収入は、上外川の国有林に係る分収林の売払収入927万8,000円を計上するものでござい

ます。

20款4項5目雑入でございますが、盛岡北部行政事務組合の過年度精算金等1,135万6,000円を計上するものでございます。

なお、今回の補正予算におきましては、歳入に対しまして歳出が超過いたしましたので、歳入で財政調整基金1,499万9,000円を繰り入れますとともに、歳出の予備費を269万9,000円減額いたしまして調整したところでございます。

一般会計は以上でございます。

続きまして、議案第40号をご説明申し上げます。国保会計予算書をお願いいたします。議案第40号、令和6年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)でございます。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,874万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ8億3,944万4,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の主なものでございますが、4款1項1目保険給付費等交付金は、歳出の一般被保険者の療養給付費及び高額療養費に対応するもので、県からの普通交付金3,440万3,000円増額するものでございます。

7款1項1目繰越金は、前年度からの純繰越金936万4,000円を計上するものでございます。

7ページをお願いいたします。次に、歳出の主なものでございますが、2款1項1目一般被保険者療養給付費は2,996万円増額、2款2項1目一般被保険者高額療養費は444万3,000円増額する

ものでございます。

8ページでございます。今回の補正予算におきましては、歳出に対しまして歳入が超過いたしましたので、歳出の予備費を932万5,000円増額いたしまして調整したものでございます。

以上で議案の説明を終わらせていただきます。
慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(散会時刻 10時29分)

議長（鈴木満君）

これで提案理由の説明を終わります。

ただいま議題としております議案第39号から議案第47号までの9議案については、葛巻町議会総合条例第46条第1項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。輝くふるさと常任委員会に付託しました9議案について、今会議中に審査を終え、12月12日の最終本会議で委員長の報告を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号から議案第47号までの9議案については、12月12日の最終本会議で委員長の報告を求めることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、輝くふるさと常任委員会に付託しました議案の審査については12月9日に行いますので、ご承知願います。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。